

見積り仕様書一覧【印刷物】

次に掲げる物件について、見積書(税抜)を福山市上下水道局管財契約課へ契約番号ごとに提出してください。

詳細仕様書、見本等は福山市上下水道局管財契約課に申し出て配布を受けることができます。

※FAXの場合、見積書提出専用番号 : (084)928-1631

※電子メールの場合、見積書提出専用アドレス : kanzai-keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

公開日	2026年(令和8年)10月9日(金)
質問書提出期限	2026年(令和8年)10月13日(火) 17:15
見積書提出期限	2026年(令和8年)10月15日(木) 17:15

契約番号	品 名
445	原符兼領収済通知書(窓口用)
447	使用水量・料金等のお知らせ(別送用)

印刷物仕様書

契約番号

445

品 名	原符兼領収済通知書（窓口用）		
印刷単位	30,000枚		
納入期限	2026年（令和8年）12月28日（月）		
規 格	①A4判 2B__判 3その他（ ）	仕上寸法	mm× mm
紙 質	1上質紙__kg 2再生紙__kg ③その他（OCR用紙72kg）		
印刷方法	1タイプオフ 2活版 3写植 4平版 5写真製版 6その他 ※原稿からのダイレクト製版は認めません		
刷 り 方	1片面刷 ②両面刷 3その他（ ）		
刷 り 色	1黒色 2赤色 3青色 4セピア色 ⑤その他（見本のとおり）		
校 正	1責任校正 ②要校正（2回）（1回目：文字校正） （2回目：(1)OCR機器読取確認 (2)QRコード機器読取確認）		
穴 あ け	1上 2下 3左 4右 ⑤不要 6その他（ ）		
製本方法	1表紙（有・無） 2天のり 3左のり 4切取式		
印刷単位	1（ 枚綴） 2（ 枚 組綴） ③ばら（2,000枚ごとに仕切り）		
納品場所	福山市古野上町15番25号 福山市上下水道局 本館1階 お客さまサービス課 （電話：（084）928-1528 FAX：（084）921-6050 担当者：久本）		
特記事項	1 仕上寸法（JIS等）に注意すること。 2 紙質及び2色刷りの位置・サイズについては、見本のとおりとすること。 3 ミシン目あり。（見本のとおり） 4 OCR機器読取確認及びQRコード機器読取確認等を行うため、2回目の校正時には100枚納品すること。 5 2回目校正時の納品は11月16日までにすること。 6 表面右下部については、帳票番号（福水客サ-2026.9.30 A4 OCR72 2026.12 30,000）を印字すること。 7 裏面真ん中部分については、別紙（変更内容）のとおりに変更すること。 8 仕様書及び見本を参考にしてもなお不明な点がある場合は、担当の指示を受けること。		

上下水道料金のお知らせ

(Notice of your water and sewage charges)

親展

様

(様分)

通信欄

発行

福山市上下水道局

(Fukuyama Municipal Waterworks & Sewerage Bureau)

〒720-8526 福山市古野上町15番25号

ふくやま上下水道料金センター

(受託会社) 第一環境株式会社

電話 (084) 928-1514

水道料金及び下水道使用料等原符兼領収済通知書

(公)

ID

年度

発行番号

行

支払額

市町村CD

C/D

お客さま番号

口座番号

01310-8-960263

加入者名

福山市上下水道事業管理者

発行

福山市上下水道局

請求年度期

使用人名

様

科目

使用量 (m³)

使用料金 (円)

内消費税等 (円)

延滞金 (円)

水道料金

下水道使用料

内納付済額

円

請求合計額

円

(振替指定日)

CVS収納用

代行会社

SMBGファイナンスサービス㈱

取りまとめ店

〒730-8794 ㈱ゆうちょ銀行広島貯金事務センター

(金融機関 → 出納取扱金融機関 → 福山市上下水道局)

(CVS店舗 → CVS本部保管)

バーコード印刷のないものは、コンビニエンスストアでお支払いできません。

領収日付印

納入書(取扱店控)

(公)

お客さま番号

発行

福山市上下水道局

請求年度期

使用人名

様

科目

使用料金 (円)

水道料金

延滞金

下水道使用料

延滞金

内納付済額

円

請求合計額

円

/振替指定日

上記の金額を納入します。

口座番号

01310-8-960263

加入者名

福山市上下水道事業管理者

代行会社

SMBGファイナンスサービス㈱

領収日付印

(金融機関) (CVS店舗)

(ゆうちょ銀行・郵便局) 保管

水道料金及び下水道使用料等納入通知書兼領収書

(公)

お客さま番号

発行

計算口径

様

使用期間

使用場所

科目

使用量 (m³)

内消費税等 (円)

使用料金 (円)

延滞金 (円)

水道料金

下水道使用料

内納付済額

円

請求合計額

円

/振替指定日

摘要

上記の金額を領収しました。

福山市上下水道企業出納員

口座番号

01310-8-960263

加入者名

福山市上下水道事業管理者

※ この領収書は大切に保管してください。

※ 金額訂正のもの、領収印のないものは無効です。

代行会社

SMBGファイナンスサービス㈱

収入印紙不要

(お客さま保管)

T9-8000-2000-1608 福山市水道事業会計

T1-8000-2000-1607 福山市工業用水道事業会計

T2-8000-2000-1606 福山市下水道事業会計

水道料金及び下水道使用料等口座振替請求書

振替指定年月日 ()

住所

次

の金額を振替してください。

名前

概要

福山市上下水道局

出納・収納取扱金融機関

様

科目

使用料金 (円)

内消費税等 (円)

延滞金 (円)

水道料金

下水道使用料

内納付済額

円

請求合計額

円

口座名義人

口座種別／番号

発行

(銀行へ)

水道料金及び下水道使用料等原符兼領収済通知書(控)

発行日

お客さま番号

使用人名

金融機関

使用場所

口座種別/番号

使用期間

摘要

請求年度期

科目

使用量 (m³)

使用料金 (円)

内消費税等 (円)

延滞金 (円)

水道料金

下水道使用料

内納付済額

円

請求合計額

円

(上下水道局控)



この領収書は、後日の証拠となりますから大切に保管してください。（再発行はできません。）

電話又はインターネット（福山市ホームページ）で水道・下水道使用の「開始」「中止」の申込みができます。

地下水使用の下水道の使用開始・休止、用途・使用人数の変更、などは届出制になっていますので、次のお問合せ先までご連絡ください。

お問合せ先

ふくやま上下水道料金センター

（受託会社）第一環境株式会社

電話（０８４）９２８－１５１４

FAX（０８４）９２７－９７６９

◎水道料金等のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。

【お支払い方法】（※店舗名等は、合併等に伴い変更される場合があります。）

(1) 次の金融機関（本店・支店等）窓口でお支払いができます。（順不同）

広島銀行	百十四銀行	広島県信用組合	中国銀行
西日本シティ銀行	中国労働金庫	山口銀行	トマト銀行
備後信用組合	信用組合広島商銀	伊予銀行	両備信用組合
福山市農業協同組合	愛媛銀行	もみじ銀行	しまなみ信用金庫
広島県信用連業協同組合連合会	香川銀行	山陰合同銀行	広島信用金庫
笠岡信用組合	中国地方５県内のゆうちょ銀行又は郵便局		

注）みずほ銀行、三菱UFJ銀行については、口座振替のみ利用ができます。

(2) 次のコンビニエンスストアでお支払いができます。（順不同）

セブン-イレブン	ファミリーマート	ローソン
ミニストップ	デイリーヤマザキ	ヤマザキデイリーストア
ポプラ	セイコーマート	生活彩家
~~くらしハウス~~	ハマナスクラブ	スリーエイト
ヤマザキスペシャルパートナーショップ		ニューヤマザキデイリーストア
MMK（マルチメディアキオスク端末）設置店		

(3) 次のスマートフォンアプリでお支払いができます。（順不同）

LINE Pay	PayPay	au PAY	PayB	FamiPay	d払い
◎支払い上限金額や詳しい支払手順については、こちらをご覧ください。⇒					
※領収書は発行されません。					
※上記専用アプリを起動し、表面のバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、お支払いください。					
※上下水道局、コンビニエンスストアでは、専用アプリによるお支払いはできません。					



(4) 次の場合は、コンビニエンスストア又はスマートフォンアプリでのお支払いはできません。

・納期限を過ぎたもの	・バーコード印刷のないもの
・金額を訂正したもの	・バーコード読取りができないもの
・金額が30万円を超えるもの（スマートフォンアプリでのお支払いの場合は、取扱える上限金額がそれぞれ異なります。）	

【延滞金について】

納期限後に料金を納入した場合は、納入金額に納期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、年14.6%。ただし、当分の間、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合（以下『延滞金特例基準割合』という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合。ただし、当該加算した割合が年7.3%を超える場合は年7.3%の割合）を乗じて計算します。この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

- (注) ①納入金額が2,000円未満の場合は、延滞金はかかりません。
 ②納入金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて延滞金を計算します。
 ③延滞金額が2,000円未満の場合は、延滞金はかかりません。
 ④延滞金額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。

【下水道使用料について】

- 賦課の根拠
下水道使用料は、福山市下水道条例第20条の規定によりお支払いいただくものです。
- 審査請求及び処分の取消しの訴えについて
 - この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月（地方税法第19条の4に該当するものについては、それぞれ定められた日）以内に、福山市長に対して審査請求をすることができます。
 なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
 - また、当該審査請求に対する福山市長の裁決があったことを知った日から6か月以内に、福山市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（訴訟において福山市を代表する者は、福山市上下水道事業管理者となります。）
 なお、処分取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する福山市長の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。
 ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 ただし、裁決の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

【お問合せ先】

ふくやま上下水道料金センター

（受託会社）第一環境株式会社

電話（０８４）９２８－１５１４

印刷物仕様書

契約番号

447

品名	使用水量・料金等のお知らせ（別送用）		
印刷単位	10,000枚		
納入期限	2026年（令和8年） 12月 28日（月）		
規格	1 A4判 2 B__判 3 その他（ ）	仕上寸法 115 mm×216 mm	
紙質	①上質紙70kg 2 再生紙__kg 3 その他（ ）		
印刷方法	1 タイプオフ 2 活版 3 写植 4 平版 5 写真製版 6 その他 ※原稿からのダイレクト製版は認めません		
刷り方	1 片面刷 ②両面刷 3 その他（ ）		
刷り色	1 黒色 2 赤色 3 青色 4 セピア色 ⑤その他（見本のとおり）		
校正	1 責任校正 ②要校正（2回（1回目：文字校正、2回目：システム印字確認））		
穴あけ	1 上 2 下 3 左 4 右 ⑤不要 6 その他（ ）		
製本方法	1 表紙（有・無） 2 天のり 3 左のり 4 切取式		
印刷単位	1（ 枚綴） 2（ 枚 組綴） ③ばら（1,000枚ごとに仕切り）		
納品場所	福山市古野上町15番25号 福山市上下水道局 本館1階 お客さまサービス課 （電話：（084）928－1528 FAX：（084）921－6050 担当者：久本）		
特記事項	1 仕上寸法（JIS等）に注意すること。 2 紙質及び2色刷りの位置・サイズについては、見本のとおりとすること。 3 システムによる印字確認を行うため、校正時（2回目）には50枚納品すること。 4 2回目校正時の納品は11月16日（月）までに行うこと。 5 仕様書及び見本を参考にしてもなお不明な点がある場合は、担当の指示を受けること。		

使用水量・料金等のお知らせ

お客さま番号

(ご使用期間 検針日	から	まで)
今 回 指 示 数		m ³
前 回 指 示 数		m ³
旧メーター加算水量		m ³
今 回 ご 使 用 水 量		m ³
排 除 汚 水 量		m ³
水 道 料 金		円
(内 消 費 税 等		円)
下 水 道 使 用 料		円
(内 消 費 税 等		円)
今 回 ご 請 求 金 額		円

使 用 場 所

検針地区順路番号

計算口径

検 針 員

通 信 欄

メーター番号

口座振替予定日は

です。

《裏面もお読みください》

福 山 市 上 下 水 道 局
受託会社 第一環境株式会社

T9-8000-2000-1608 福山市水道事業会計
T1-8000-2000-1607 福山市工業用水道事業会計
T2-8000-2000-1606 福山市下水道事業会計

(様
様分)

お問合せ先：ふくやま上下水道料金センター (084) 928 - 1514

口 座 振 替 済 通 知 書

(ご使用期間 から まで)

振替日

使 用 水 量	m ³
排 除 汚 水 量	m ³
水 道 料 金	円
(内 消 費 税 等	円)
下 水 道 使 用 料	円
(内 消 費 税 等	円)
振 替 合 計 金 額	円

上記金額をご指定の預金口座から領収させていただきました。

◎金額を訂正したものは無効です。

裏面

お 願 い

- メーターボックスは、検針しやすいようにしておいてください。
- 宅地内の修理及び漏水調査は、福山市指定給水装置工事事業者へ依頼してください。
※ ジャ口を全部しめてもメーターが回っているときは、漏水していると思われます。
- 使用開始及び中止をされる場合や、使用者・所有者が変わる場合は、届出が必要です。
※ 使用開始及び中止は、インターネット（福山市ホームページ）からも申込みができます。
- 共同住宅扱い適用及び戸数の増減は、申請が必要です。
- 水道料金等のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。

【お問合せ先】 ふくやま上下水道料金センター
電話（０８４）９２８－１５１４
FAX（０８４）９２７－９７６９

◎ 料金算定表（２か月につき）			
使用水量のうち		水道料金(税抜)	
①	0㎡	基本料金	1,440円
②	1㎡から 20㎡までの分	1㎡につき	20円
③	21㎡から 30㎡までの分	1㎡につき	144円
④	31㎡から 40㎡までの分	1㎡につき	174円
⑤	41㎡から 60㎡までの分	1㎡につき	217円
⑥	60㎡を超える分	1㎡につき	235円

①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥の合計額に消費税及び地方消費税額を加えた額が水道料金となります。

排除汚水量のうち		下水道使用料(税抜)	
①	0㎡	基本使用料	1,580円
②	1㎡から 20㎡までの分	1㎡につき	20円
③	21㎡から 30㎡までの分	1㎡につき	147円
④	31㎡から 40㎡までの分	1㎡につき	187円
⑤	41㎡から 60㎡までの分	1㎡につき	228円
⑥	61㎡から 500㎡までの分	1㎡につき	261円
⑦	500㎡を超える分	1㎡につき	267円

①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦の合計額に消費税及び地方消費税額を加えた額が下水道使用料となります。

※ 料金算定表で算定した額の1円未満の端数は、切り捨てて請求いたします。なお、月の途中で使用の中止または開始をされた場合は、この算定表にあてはまらない場合があります。

※ このお知らせで料金の払い込みはできません。

お 願 い

- メーターボックスは、検針しやすいようにしておいてください。
- 宅地内の修理及び漏水調査は、福山市指定給水装置工事事業者へ依頼してください。
※ 蛇口を全部しめてもメーターが回っているときは、漏水している場合があります。
- 使用開始及び中止をされる場合や、使用者・所有者が変わる場合は、届出が必要です。
※ 使用開始及び中止は、インターネット(福山市ホームページ)からでも申込みができます。
- 共同住宅制度の適用及び申請戸数の増減は、申請が必要です。
- 水道料金等のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。
- ※ このお知らせで料金の払い込みはできません。

【お問い合わせ先】 ふくやま上下水道料金センター

電 話（０８４）９２８－１５１４
F A X（０８４）９２７－９７６９

◎ 料金算定表（２か月につき）

【水道料金】			
(1) 基本料金		(2) 従量料金	
口径	料金(税抜)	使用水量	料金(税抜)
13mm	1,540円	① 20㎡まで	1㎡につき 46円
20mm	1,740円		
25mm	2,640円	② 21㎡～30㎡	1㎡につき 149円
40mm	10,320円	③ 31㎡～40㎡	1㎡につき 179円
50mm	20,600円		
75mm	47,000円	④ 41㎡～60㎡	1㎡につき 224円
100mm	89,400円		
150mm	219,000円	⑤ 61㎡以上	1㎡につき 246円
300mm	1,179,000円		

(1)基本料金と(2)従量料金①＋②＋③＋④＋⑤の合計額に消費税及び地方消費税額を加えた額が請求額となります。

【下水道使用料】			
(1) 基本使用料		(2) 従量使用料	
		排除汚水量	使用料(税抜)
1,580円		① 20㎡まで	1㎡につき 20円
		② 21㎡～30㎡	1㎡につき 147円
		③ 31㎡～40㎡	1㎡につき 187円
		④ 41㎡～60㎡	1㎡につき 228円
		⑤ 61㎡～500㎡	1㎡につき 261円
		⑥ 501㎡以上	1㎡につき 267円

(1)基本使用料と(2)従量使用料①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥の合計額に消費税及び地方消費税額を加えた額が請求額となります。

※料金算定表で算定した額の1円未満の端数は、切り捨てて請求します。
なお、月の途中で使用中止または開始された場合は、この算定表にあてはまらない場合があります。